

2 大 公 委 第 119 号
令 和 3 年 2 月 15 日

公益社団法人岸和田青年会議所
代表者 木谷 信之 様

大阪府公益認定等委員会
委 員 長 小松 一雄



貴法人の運営組織及び事業活動の状況に
関する報告書の提出について（報告要求）

先日は、当委員会が実施する立入検査につきまして、御協力をいただきありがとうございました。

令和2年11月24日及び同年12月9日の立入検査を踏まえ、標記について、貴法人の事業の適正な運営を確保するために必要と認められますので、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「認定法」といいます。）第27条第1項及び第59条第2項並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（平成19年内閣府令第68号。以下「認定法施行規則」といいます。）第45条第1項の規定に基づき、下記のとおり令和3年4月30日までに報告してください。

併せて、下記の「改善すべき事項」等を踏まえ、公益法人の事業の適正な運営に努めてください。

記

1 報告を求める事項

(1) 法令等に基づく法人運営について

令和元年7月2日に実施した立入検査において、「法令及び定款並びに内部規程に基づく法人運営を継続的に行うための組織体制及び体制整備に係るスケジュール」について報告を求め、貴法人より回答がありましたが、以下のとおり、貴法人から示された改善策が履行されていないものと考えます。

(I) 税理士との連携強化及び計算書類に係る知識向上について

決算確定前に残高証明書が取得されておらず、結果として、帳簿残高及び計算書類の金額に違算が生じており、税理士との連携不足によるものと考えられます。

また、正味財産増減計算書において、指定正味財産から一般正味財産への

振替が正しく行われておらず、そのほかにも複数の不備が散見されるなど、計算書類についての知識の向上が見受けられませんでした。

(II) 新旧役員間での情報共有及び引継について

令和2年2月開催の理事会への上程以降、役員間での制度理解を深めるための取組が行われていませんでした。また、前回立入検査における複数の指摘事項についても改善がなかったことから、確実な情報共有及び十分な引継が行われなかったものと考えます。

(III) 内部規則及び細則の改正について

令和2年2月開催の理事会での協議以降進捗がなく、改正が行われていませんでした。

これらの状況については、認定法第5条第2号に定める公益目的事業を行うのに必要な経理的基礎及び技術的能力の担保を図るための改善策として、貴法人が自ら報告した内容を履行しておらず、重大な問題と考えます。その結果、貴法人の今後の運営について危惧の念が生じています。

つきましては、理事会において、以下(i)から(iii)までの各項目について、それぞれ「原因」を究明の上、「改善策」及び「今後のスケジュール」を決定し、当該決定内容が記載された理事会の議事録を添付するとともに、理事会決定に対する監事の意見を付して報告してください。

- (i) 税理士との連携が不足していたこと及び計算書類に複数の不備が生じていたこと
- (ii) 新旧役員間での確実な情報共有及び十分な引継が行われていなかったこと
- (iii) 内部規則及び細則について、改正されていなかったこと

(根拠)

- ・認定法第5条第2号
- ・「公益認定等に関する運用について(公益認定等ガイドライン)」(平成20年4月内閣府公益認定等委員会)I-2
- ・一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号。以下「一般法人法」といいます。)第119条、第120条第1項

2 報告書様式

別添様式により報告書を作成してください。

3 提出方法

書面により提出してください。

4 改善すべき事項(法令違反があり、改善すべき事項【要回答】)※

- (1) 認定法施行規則第22条第3項第6号の財産(寄附その他これに類する行為に

よって得た財産。以下「6号財産」といいます。)として保有している「ちぎり基金」について、寄附等によって得た財産以外の財産が含まれていましたが、平成11年度から平成22年度にわたって収支に係る資料がなかったため、本来6号財産に該当する資金が他の資金と明確に区分されていませんでした。ついては、理事会において経緯を説明の上、6号財産に該当する金額を確定させてください。

また、6号財産は、同規則第22条第5項第2号イからホに定める事項(当該財産を交付した者の個人又は法人その他の団体の別、当該財産を受け入れることとなった日、受け入れた財産の額の合計額、当該財産を交付した者の定めた使途の内容、受け入れた財産のうちに金銭以外のものがある場合には、当該金銭以外の財産の内容)について、認定法第21条の規定の例により備え置き及び閲覧等の措置を講じてください。

(根拠)

- ・認定法施行規則第22条第5項及び第6項、第18条第3項第2号

- (2) 「資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類」、「運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類」を法人の主たる事務所に適切に備え置くとともに、誰でも閲覧が可能な状態にしてください。

(根拠)

- ・認定法第21条
- ・認定法施行規則第27条第3号、第28条第1項第2号

- (3) 特定費用準備資金として位置付けている「周年事業積立資産」について、積立限度額が合理的に算定されていることが確認できませんでした。算定根拠を整理し、合理的な算定を行ってください。

また、特定費用準備資金として位置付けている「建物維持管理積立資産」について、当該資金の目的である支出に充てる場合を除くほか、取り崩すことができないものであること又は当該場合以外の取崩しについての特別の手續の定め並びに積立限度額及びその算定の根拠について備置き及び閲覧等の措置が講じられていませんでした。ついては、備置き及び閲覧等の措置を講じてください。

(根拠)

- ・認定法施行規則第18条第3項第3号から第5号

- (4) 一部の監事がやむを得ない理由がないにもかかわらず、出席していない理事会がありました。理事会には、監事全員が出席するようにしてください。

監事は、理事の職務の執行を監査する重要な役割を担っており、理事会へは監事全員が出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければなりません。

(根拠)

- ・一般法人法第101条第1項

- (5) 社員総会議事録において、出席した理事、監事が特定できませんでした。社員総会議事録の法定記載事項である「出席した理事、監事の氏名」について、正確に記載してください。

(根拠)

- ・一般法人法第57条第1項
- ・一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則(平成19年法務省令第28号。以下「一般法人法施行規則」といいます。)第11条第3項第4号

- (6) 理事会議事録において、監事が欠席していたにもかかわらず署名していたものがありました。出席した監事が理事会議事録に署名又は記名押印してください。

(根拠)

- ・一般法人法第95条第3項
- ・定款第42条

- (7) 一般会計の貸借対照表のみが電子公告されており、一般会計、特別会計及び基金会計を合計した貸借対照表が公告されていませんでした。貸借対照表は、事業年度末日におけるすべての資産、負債及び正味財産の状態を表示したものを公告してください。

(根拠)

- ・一般法人法第119条、第128条第1項

- (8) 決議の省略を行った理事会において、監事の異議がないことが確認できませんでした。決議を行う際は、提案事項につき監事全員の異議がないことを書面等により確認してください。

(根拠)

- ・一般法人法第96条
- ・定款第41条

- (9) 会計帳簿と残高証明書の金額に1,000円の違算がありました。常時、保有残高との整合一致を確保し、正確な会計帳簿を作成してください。

(根拠)

- ・一般法人法第120条第1項

- (10) 監査報告書には、監査報告を作成した日を記載してください。

(根拠)

- ・一般法人法施行規則第36条第1項第5号、第45条第6号

5 その他留意すべき事項(法人での説明責任が生じる事項【回答不要】)

- (1) 配賦割合の根拠に関して説明した資料が作成されておらず、費用配賦が適正かどうかの確認ができませんでした。共通経費は、どのような配賦基準・配賦割合によって配賦したかについて説明責任を果たす必要があります。ついては、配賦基準に関する根拠資料についての整備を検討してください。

(根拠)

- ・認定法施行規則第19条

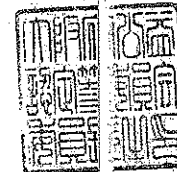
※今回の立入検査で「1 改善すべき事項」として指摘した事項については、大阪府に対して提出する「事業報告等に係る提出書」の「監督上の処分等の一覧」において、「法人における対応状況」等を記載することにより、状況を回答してください。

<本件担当者>

大阪府総務部法務課公益法人グループ 出口 雅浩

〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目

TEL:06-6944-6093(直通) FAX:06-6944-6094



(別添報告様式)

(別紙報告内容)

年 月 日

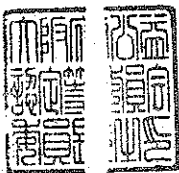
大阪府公益認定等委員会
委員長 小松 一雄 様

法人の名称
代表者の職・氏名 印

…報告内容…

報 告 書

「貴法人の運営組織及び事業活動の状況に関する報告書の提出について」(令和3年2月15日付け2大公委第119号)により報告を求められた事項について、別紙のとおり報告します。



担 当 者	
氏 名	
電話番号	
電子メールアドレス	

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 各項目の報告内容は、具体的に記載すること。
- 3 報告内容を補足する資料等を別に添付しても差し支えない。